

平成 29 年 6 月定例記者会見資料

# 日田市ご当地ナンバープレート デザイン募集要項



大分県日田市税務課

## 1. 趣旨・目的

日田市の魅力や観光資源、自然、歴史、特産品などを市内外へ広く発信していくとともに、地域への愛着を深めることを目的として、日田市をPRでき、日田市らしさを表現した、魅力ある独自の形状・図柄のご当地ナンバープレートのデザインを募集します。

## 2. 対象となる車種

原動機付自転車の3車種（50cc以下、90cc以下、125cc以下）のナンバープレートを対象に、同じデザインを使用します。

## 3. 応募期間

平成29年6月19日（月）～平成29年7月31日（月）午後5時

※郵送の場合も締切日必着となりますのでご注意ください。

## 4. 応募資格

どなたでも応募できます。（個人の応募のみで、1人2点まで可能です。）

## 5. 規格

### ①大きさ・形状

ナンバープレートの大きさは、縦10cm横20cmの長方形を基本とし、形状を変更していただくことも可能です。ただし、縦10cm横20cm以内で尖った部分がない等の安全性や、過度に複雑でないものとしてください。

### ②色について

- ・デザインは何色使用しても構いません。
- ・市名、記号、ナンバーは濃紺となります。
- ・視認性を確保するため、文字・数字の近くに濃紺色がないようにしてください。
- ・下地の色（50cc以下：白色、90cc以下：薄黄色、125cc以下：薄桃色）が認識できるよう全体の5～6割程度は残してください。

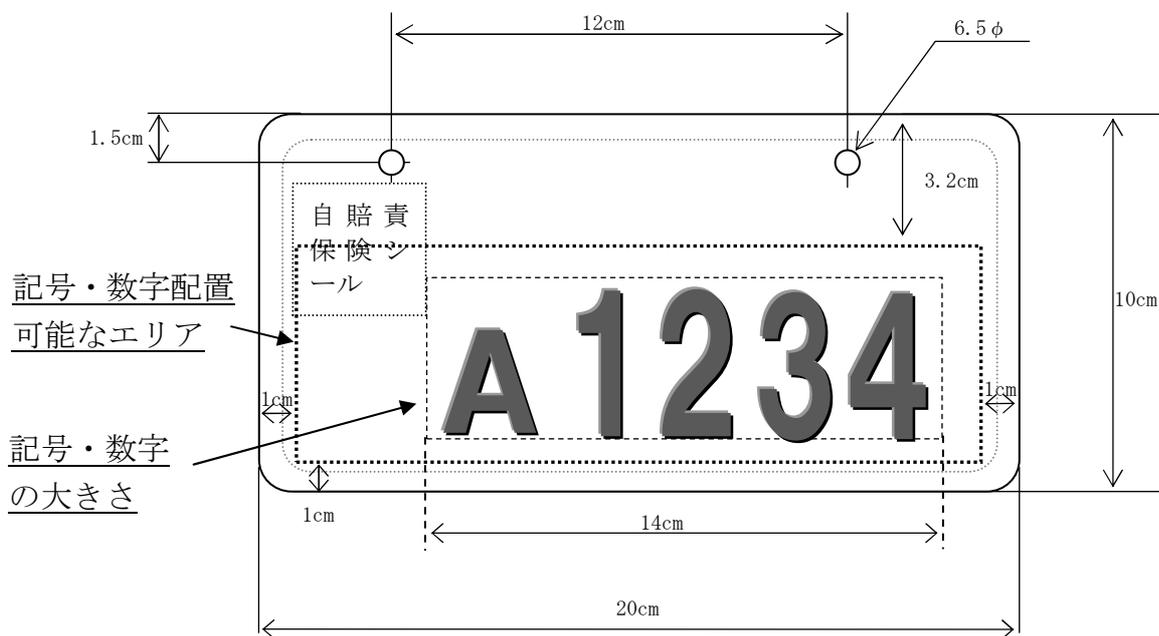
### ③デザインについて

- ・デザインのタイトル、説明を具体的に応募用紙にご記入ください。
- ・応募用紙の枠内にデザインを作成してください。形状を変える場合は、プレートの形がはっきり分かるように実線で描き、変えることによる効果を応募用紙に記載してください。
- ・文字および数字の配置は、次ページの「ご当地ナンバープレートデザイン上の注意点」によりますが、若干の変更は可能とします。

- ・市名は「日田市」でフォントや配置は自由です。
- ・記号（アルファベット1文字）、ナンバー（4桁）のフォントの指定はできませんが、そのスペースを確保し、デザイン上で確認できるよう記入してください。（応募用紙に記号・ナンバーの参考あり）
- ・デザインに数字の使用はできません。
- ・「たんそうさん」や「市章」の使用も可能です。（「たんそうさん」のデザインを加工して使用することはできません。）



- ・ご当地ナンバープレートデザイン上の注意点



- ・ビス止めの穴の位置を変更しないでください。
- ・自賠責保険シール（3.5cm×3.5cm）を張るスペースを設けてください。
- ・記号、数字は幅14cm×高さ4cm（1文字の幅2.4cm 高さ4cm 文字間隔0.5cm）を配置可能なエリア内に設けてください。

## 6. 応募方法

- ・デザインは応募用紙に手書き、またはパソコン等でカラーの作品を作成してください。
- ・応募用紙は市のホームページからダウンロードできます。また、市役所1階の3日以内窓口、税務課税制窓口係、各振興局、各振興センターの窓口で応募用紙を配布します。
- ・提出は持参、郵送または電子メールで受け付けます。データの場合はPDFまたは、JPEG形式とします。(USB等の電子媒体での提出はできません。)また、メールの容量は5メガバイト未満とします。
- ・応募の際は、以下の内容を明記してください。
  - ①氏名 (ふりがな)
  - ②住所
  - ③電話番号
  - ④年齢
  - ⑤職業 (学生の場合は学校名と学年)
  - ⑥デザインのタイトルと説明

## 7. 提出先

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

日田市役所 税務課 税制窓口係 ご当地ナンバープレート担当 宛

メールアドレス gotouchi-no@city.hita.oita.jp (ご当地ナンバー専用)

## 8. 審査

ご当地ナンバープレートデザイン選定委員会を設置し、最優秀賞1点(採用作品)、優秀賞1点を選定します。

## 9. 結果発表・賞金

- ・選定された作品の応募者にのみ9月末までに通知し、最優秀賞(採用作品)は、市のホームページ等で公表します。
- ・賞金は、最優秀賞3万円、優秀賞2万円で作成者が高校生以下の場合は保護者に授与します。

また、最優秀賞(採用作品)の応募者へは、完成したナンバープレートの見本を贈呈する予定です。

## 10. 注意事項

応募者は、以下の各事項について承諾したうえで、作品の応募をお願いします。  
また、応募者は応募した時点で本募集要項に同意したものとします。

- ・応募作品は、応募者自らが独自に創作した未発表の作品であり、既に発表されているものと同様または類似ではないこと、第三者から何らの権利主張もされず、第三者の一切の権利を侵害しないものに限ります。
- ・著作権法その他法令の規定に違反があると日田市が判断した場合には、受賞を取り消すとともに、賞金及び日田市が受けた損害金の返還を請求することがあります。また、応募作品について著作権等に関わる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任とします。
- ・応募に係る一切の費用は応募者負担とします。また、応募作品は返却いたしません。
- ・応募作品は、日田市ご当地ナンバープレート導入事業の記録や紹介のために利用する場合があります。
- ・採用（入賞）作品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含みます。）その他一切の知的財産権は日田市に帰属するものとします。
- ・採用作品は、ナンバープレートの役割としての観点から、デザインの一部を修正または変更する場合があります。
- ・採用作品に電子データがある場合は、編集可能なデータ形式でデータの送付をお願いします。
- ・募集に際して得た個人情報、入賞の通知、入賞者の発表その他日田市ご当地ナンバープレート導入事業の目的以外には使用しません。

### 応募に関する問い合わせ先

大分県日田市総務部税務課税制窓口係

Tel : 0 9 7 3 - 2 2 - 8 3 9 7 (直通)

メールアドレス [gotouchi-no@city.hita.oita.jp](mailto:gotouchi-no@city.hita.oita.jp)  
(ご当地ナンバー専用)